（労働組合についての経過措置）

第六十七条の六　第六十七条の二に規定する場合において、当該定款の変更が効力を生ずる際現に存する地方公営企業等の労働関係に関する法律第五条第二項に規定する労働組合であって、その構成員の過半数が第六十七条の二の規定により定款変更後の法人の職員となる者であるものは、当該定款変更の際労働組合法の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2　前項の規定により法人である労働組合となったものは、定款変更日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3　第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となったものについては、定款変更日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（不当労働行為の申立て等についての経過措置）

第六十七条の七　第六十七条の二に規定する場合において、定款変更日前に地方公営企業等の労働関係に関する法律第十二条の規定に基づき定款変更前の法人がした解雇に係る労働委員会に対する申立て及び労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2　第六十七条の二に規定する場合において、当該定款の変更が効力を生ずる際現に労働委員会に係属している定款変更前の法人とその職員に係る地方公営企業等の労働関係に関する法律の適用を受ける労働組合とを当事者とするあっせん、調停又は仲裁に係る事件に関する同法第七条及び第十四条から第十六条までに規定する事項については、なお従前の例による。

第百条を第百三十一条とする。

第九十九条第十号中「第八十九条第二項」を「第百二十二条第二項」に改め、同条第十一号を削り、同条第十二号中「第九十二条第二項」を「第八十八条第二項」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第十三号中「第九十二条の八第一項」を「第九十六条第一項」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十四号中「第九十二条の八第一項」を「第九十六条第一項」に改め、同号を同条第十三号とし、同条に次の一号を加える。

十四　第百二十二条第一項の規定による設立団体の長の命令又は同条第四項の規定による総務大臣若しくは都道府県知事の命令に違反したとき。

第九十九条を第百三十条とする。

第九十八条中「第八十八条第一項」を「第百二十一条第一項」に改め、同条を第百二十九条とする。

第九十七条を第百二十八条とする。

第十章を第十二章とする。

第九章中第九十六条を第百二十七条とする。

第九十五条中「及び第九十二条第一項」を「、第八十八条第一項第一号、第百八条第一項及び第百十二条第一項」に改め、同条を第百二十六条とする。

第九十四条を第百二十五条とする。

第九十二条から第九十三条までを削る。

第九十一条第二項中「第九十一条第一項」を「第百二十四条第一項」に改め、同条第四項中「第九十一条第三項」を「第百二十四条第三項」に改め、同条を第百二十四条とする。

第九十条第一項中「第二項ただし書」の下に「、第四十二条の二第一項、第二項及び第三項ただし書」を加え、「第八十八条第一項」を「第百二十一条第一項」に改め、同条第二項中「において」の下に「、第六条第四項」を加え、同条第三項中「事項が」の下に「第六条第四項又は」を加え、同条第五項中「第九十条第四項」を「第百二十三条第四項」に改め、同条を第百二十三条とする。

第八十九条を第百二十二条とし、第八十八条を第百二十一条とする。

第九章を第十一章とし、第八章の次に次の二章を加える。

第九章　解散及び清算

（解散）

第八十八条　地方独立行政法人は、次に掲げる場合に解散する。

一　解散について、設立団体がその議会の議決を経て第七条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたとき。

二　合併により消滅したとき。

2　地方独立行政法人は、解散した場合（前項第二号の規定により解散した場合を除く。次条及び第百五条において同じ。）において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、地方独立行政法人に出資した地方公共団体に対し、これを定款で定めるところにより分配しなければならない。

（清算の開始原因）

第八十九条　地方独立行政法人は、解散した場合には、この条から第百五条までの規定の定めるところにより、清算をしなければならない。

（清算中の地方独立行政法人の能力）

第九十条　解散した地方独立行政法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

（清算人）

第九十一条　地方独立行政法人が解散したときは、理事長、副理事長及び理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（裁判所による清算人の選任）

第九十二条　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第九十三条　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の届出）

第九十四条　清算人は、その氏名及び住所を地方独立行政法人の業務を監督する官庁に届け出なければならない。

（清算人の職務及び権限）

第九十五条　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第九十六条　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。